

公開草案『IFRS 第 17 号の修正』に対する意見

生命保険協会

2019 年 9 月 25 日

— 目次 —

I 総括意見	1
II 質問への回答	
質問 3.....	
質問 4.....	
質問 7.....	
質問 8.....	
質問 9.....	
III 集約レベルに関する意見.....	

I 総括意見

1. 我々、生命保険協会(LIAJ)は、2019年6月に公表された公開草案「IFRS第17号の修正」(以下、本公開草案)に対して、意見を述べる機会を頂いたことに大いなる感謝の意を表明したい。
2. 生命保険協会は、わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として結成された団体で、現在日本国内で営業を行っている全生命保険会社42社が加盟している。この意見が、収入保険料で世界の12%程度¹の規模を占める日本の生命保険業界全体の意見であることを踏まえ、慎重に検討されることをお願いしたい。
3. 我々は、2017年5月に公表されたIFRS第17号「保険契約」の適用までの間に利害関係者から提起された懸念及び課題に対応するために、IFRS第17号の修正を提案する公開草案を行うIASBの決定を歓迎する。また、生命保険協会(LIAJ)を含む多くの関係者の意見を踏まえたIASBの本公開草案に向けた努力を我々は高く評価している。
4. 本公開草案において提案されているIFRS第17号を修正する内容については、以下の各質問への回答で記載のとおり、一部意見したい点はあるものの、概ね賛同する。
5. 一方、2018年10月以降のIASB理事会で検討したものの、IFRS第17号を修正しない内容のうち、集約レベルに関して、IFRS第17号および本公開草案の結論の根拠に記載されている内容に懸念を持っている。この点についての我々の意見を、本コメントの「Ⅲ集約レベルに関する意見」に記載している。
6. 本公開草案における利害関係者からのコメントを、改めてコスト・ベネフィットの観点を踏まえて精査し、更なる基準の高度化に向けた努力を期待する。

¹ スイス再保険会社 sigma No.3/2019

II 質問への回答

質問 3—投資リターン・サービス及び投資関連サービスに帰属する契約上のサービス・マージン
(a) 第 44 項、B119 項から B119A 項及び付録 A における定義で、企業が直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位を、保険カバーに加えて、投資リターン・サービスがあればその給付の量及び予想期間を考慮して識別することを提案している。B119B 項で、契約が投資リターン・サービスを提供する場合の規準を特定している。 この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
(b) 第 45 項、B119 項から B119A 項及び付録 A における定義で、企業は直接連動有配当保険契約についてのカバー単位を、保険カバーと投資関連サービスの両方の給付の量及び予想期間を考慮して識別することを要求される旨を明確化している。 この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
(c) 第 109 項は、企業が報告期間末に残存している契約上のサービス・マージンを純損益にいつ認識すると見込んでいるのかに関する定量的情報を開示することを提案している。第 117 項(c)(v)は、保険カバーと投資リターン・サービス又は投資関連サービスが提供する給付の相対的なウェイト付けを決定するために使用したアプローチを企業が開示することを提案している。 この開示の要求事項案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

7. 我々は、直接連動有配当保険契約以外の保険契約においても、直接連動有配当保険契約と同様に、投資サービスを提供する契約は存在すると理解している。このため、本公開草案における、直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位を、保険カバーに加えて、投資リターン・サービス（もしあれば）の給付の量及び予想期間を考慮して識別することを企業に要求する IASB の修正提案に賛同する。
8. 投資リターン・サービスを提供している直接連動有配当保険契約以外の保険契約において、契約サービス・マージンを保険カバーのみを考慮して認識することにより、本公開草に関する結論の根拠の BC55 項に例示のように保険カバーと投資リターン・サービスの提供期間が異なる場合において、企業の各期間にわたる財務業績を忠実に表現できない点に関して、我々は懸念を持っていた。
9. したがって、保険契約者が、投資リターン・サービスから便益を受ける期間とは異なる保険カバー期間を有する契約について、保険カバーと投資リターン・サービスの両方を考慮して契約サービス・マージンを純損益に認識するという本公開草案の修正提案により、財務諸表利用者に提供する情報の有用性が高まると理解している。

質問 4—保有している再保険契約 — 基礎となる保険契約に係る損失の回収(第 62 項、第 66A 項から第 66B 項、B119C 項から B119F 項及び BC67 項から BC90 項)

第 66A 項は、企業が基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は当該グループへの不利な契約の追加時に損失を認識する場合に、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約グループの契約上のサービス・マージンを修正し、その結果として収益を認識することを提案している。修正及び結果として生じる収益の金額は、下記の積で算定される。

(a) 基礎となる保険契約グループについて認識した損失

(b) 基礎となる契約グループに係る保険金請求のうち企業が保有している再保険契約グループから回収する権利を有している部分の一定割合

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

10. 本公開草案において、IFRS 第 17 号の第 66A 項において、「基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は当該グループへの基礎となる不利な保険契約の追加時に損失を認識する場合には、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約グループの契約上のサービス・マージンを修正し、その結果として収益を認識しなければならない」ことを企業に要求する修正提案が示されている。この結果、当初認識時においても、企業が基礎となる契約について認識する損失を再保険者から回収する権利を有している範囲で、基礎となる契約について損失を認識すると同時に、予想される回収を表す収益を認識することが可能となると理解している。会計上のミスマッチ軽減に繋がると考えられるため、我々は IASB の修正提案の目的に賛同するが、当該修正提案の対象となる再保険契約が、「比例的なカバーを提供する保有している再保険契約 (reinsurance contract held that provides proportionate coverage)」に限定されている点について、以下のとおり意見を表明する。
11. 本公開草案において、当該修正提案の対象である「比例的なカバーを提供する保有している再保険契約 (reinsurance contract held that provides proportionate coverage)」を、「基礎となる保険契約グループについてのすべての発生保険金の一定割合を保険者から回収する権利を企業に提供する保有している再保険契約」と定義している。一方、実際には、例えば、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約であっても、基礎となる保険契約グループについて、「すべての発生保険金」ではなく、「ある特定の発生保険金」の一定割合を保険者から回収する権利を企業に提供する保有している再保険契約や、保険金が一定額を超える範囲でカバーを提供する保有している再保険契約などの比例的なカバーを提供しない保有している再保険契約なども存在する。我々は、このような再保険契約の中にも「比例的なカバーを提供する保有している再保険契約 (reinsurance contract held that provides proportionate coverage)」と同じ経済実態を表すものは存在すると考えるため、このような再保険契約が、一律、今回の修正提案の対象とならないことにより、会計上のミスマッチが軽減されないことを懸念している。
12. したがって、経済実態をより適切に表現できる可能性を高める観点から、今回の修正提案の対象となる再保険契約の定義を、「基礎となる保険契約グループについての発生保険金の一部を保険者から回収する権利を企業に提供する保有している再保険契約」と修正することを提案する。

質問 7—IFRS 第 17 号の発効日及び IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号の一時的免除

IFRS 第 17 号は 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用される。本公開草案における修正案は、すでに進められている導入を過度に混乱させることや、発効日の過度の遅延のリスクを生じさせることのないはずのものである。

- (a) C1 項の修正案は、IFRS 第 17 号の発効日を 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から 1 年延期して、2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とする。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (b) IFRS 第 4 号の第 20A 項の修正案は、IFRS 第 9 号の一時的免除を 1 年延長して、この免除を適用する企業が 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IFRS 第 9 号を適用することを要求されるようにする。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

13. 我々は、本公開草案を受けて実施される IFRS 第 17 号の基準修正に伴い、保険会社においては、適用に向けた準備において追加的な開発コストや時間が必要となる可能性があると考え。このため、本公開草案における、IFRS 第 17 号の発効日を 1 年延期して、企業が IFRS 第 17 号を 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを要求する IASB の修正提案に対して、発効日の延期には賛同するが、1 年延期で十分かについては、以下のとおり意見を表明する。
14. 前述のとおり、本公開草案を受けて実施される IFRS 第 17 号の基準修正に伴い、保険会社は適用に向けた準備において追加的な開発コストや時間が必要となる可能性があると考え。また、IASB は、本公開草案を受けた IFRS 第 17 号の最終基準化の時期として 2020 年半ばを目指しているが、移行日（2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度の期首）まで半年程度しか確保されていない。
15. このため、特に、中小規模の保険会社など IFRS 第 17 号の適用に向けた準備における余力が十分に多くない企業においては、1 年延期された発効日であっても、適用が困難となるリスクに直面する可能性があると考え。IFRS 第 17 号の発効日を検討する上では、発効日の延期による適用コストの増加等の懸念だけではなく、このような企業における適用の実行可能性や、各地域におけるエンドースメントの時期にも十分に留意するべきと考え。
16. なお、IFRS 第 9 号の一時的免除の期間についても、1 年延長して企業が IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に適用できるようにすることの便益が、企業が IFRS 第 9 号を適用することにより生じる情報の改善が追加的に 1 年遅延することの不利益を上回ると考えた IASB の修正提案に賛同する。

質問 8—経過的な修正及び救済措置

- (a) C9A 項は、修正遡及アプローチの追加的な修正を提案している。この修正は、C8 項が認めている範囲で、保険契約が獲得される前に発生した保険金の決済に係る負債を発生保険金に係る負債として分類することを企業に要求することとなる。

C22A 項は、公正価値アプローチを適用する企業はこのような負債を発生保険金に係る負債として分類することを選択できると提案している。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (b) C3 項(b)の修正案は、企業が B115 項の選択肢を適用開始日からではなく移行日から将来に向かって適用することを認めることとなる。この修正は、B115 項の選択肢を移行日以後に将来に向かって適用するためには、当該選択肢を適用する日以前に企業がリスク軽減関係を指定することが要求されると提案している。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (c) C5A 項は、IFRS 第 17 号を保険契約グループに遡及適用できる企業は、リスク軽減に関する所定の要件を満たす場合には、代わりに公正価値アプローチを当該グループに適用することを認めると提案している。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

17. IFRS 第 17 号における経過措置として、最も有用な情報を提供することが可能である完全遡及アプローチが原則的には求められているものの、完全遡及アプローチを適用する場合には、当初認識時の契約上のサービス・マージンを測定し、以降の償却額を計算する必要があるため、消滅契約を含めた過去のキャッシュ・フロー実績を把握することが必要となる。このことは、完全遡及アプローチは多くの場合に実行不可能であるという結論につながる。
18. こうした中、過大なコストや労力を伴わずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用して、完全遡及アプローチに最も近い結果を達成することを目的とした修正遡及アプローチが規定されていると理解している。遡及適用の結果として得られる情報を近似するように設計されていない公正価値アプローチよりも、設計されている遡及適用アプローチの方が、基準の最初の適用日以前に締結された契約と以降の契約との比較を可能にし、有用な情報を提供する場合もあると考える。
19. このため、我々は、いくつかの保険会社が IFRS 第 17 号の適用時に修正遡及アプローチを選択することを予定していると考えており、基準を厳格に適用することで修正遡及アプローチが実現困難となることを懸念した。修正遡及アプローチの適用において、一部の利害関係者から、企業が完全遡及に最も近いと考え得る結果を達成することを目的に、自社による修正を開発することを認めるべきとの提案があった。我々は、この提案が採用されれば、修正遡及アプローチの実行可能性が高まると考えたが、本公開草案に関する結論の根拠の BC142 項によると、そのような修正の開発については、財務諸表利用者に対して、比較可能性を低下させ、複雑性を増大させるような異なる修正を使用する可能性があることを理由に、この提案は IASB により棄却されている。
20. 一方で、本公開草案に関する結論の根拠の BC143 項に記載されているとおり、IASB は、

IAS 第 8 号の第 51 項が、遡及適用における見積りの必要性を具体的に認めており、この項は、IFRS 第 17 号を初めて適用する企業に対して、他の IFRS 基準を初めて適用する企業に対してと同様に適用されるとしている。さらに、IASB は、修正遡及アプローチにおいて所定の修正を適用する際に、見積りが必要とされることが多いことも示している。

21. 我々は、本公開草案に関する結論の根拠の BC143 項によって、修正遡及アプローチの適用時に、見積りの使用が容認されることが明確になったことを評価する。見積りの使用が容認されたことで柔軟な実務が可能となるなど、修正遡及アプローチの実現可能性が高まり、保険会社の経済実態をより適切に表現できる可能性が高まると考える。
22. ただし、見積りの使用が容認されることをより明確化する観点から、本公開草案に関する結論の根拠の BC143 項に記載されている内容を、IFRS 第 17 号の基準に移行することを提案する。見積りの使用は IFRS 全般にわたり容認されるものであることは理解しているが、修正遡及アプローチにおいて、見積りもりの使用が容認されることはことさら重要な要素であり、そのことを基準に記載することは、企業が IFRS 第 17 号を遡及適用する際に見積もりを行う事ができないという誤解を生じさせないために有用であると考ええる。

質問 9—軽微な修正

本公開草案は軽微な修正も提案している(結論の根拠の BC147 項から BC163 項参照)。

本公開草案で記述している軽微な修正のそれぞれについての当審議会の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

<投資要素の定義に関連する保険料の払戻しの処理>

23. 本公開草案において、投資要素の定義が修正された。これは、IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC34 項に記載されている IASB の意図を明確化するものと理解しているが、各国の保険商品の内容には多様性があるため、この修正が意図せざる影響を与える可能性がないかについて、検討が必要と考える。
24. 当件について検討が行われた 2019 年 4 月の TRG の AP01 における「サービスが提供される将来の存続期間を反映するように調整された支払額について、場合によっては、投資要素ではなく、使用しなかったカバーに対する保険料の払戻しを表す場合がある。」との記載により、投資要素に該当しない金額の一部が保険料の払戻しとして処理できる場合があることが示されており、このことは、投資要素がないと判断された契約についての適切な会計処理につながると考える。
25. また、本公開草案では第 103 項(c)を修正し、調整表において、保険料の払戻しを投資要素から区分して開示することを要求されない旨を明確化することが提案されている。これは前述の TRG の議論を受けた修正と認識しているが、一方で、本公開草案において、「保険料の払戻し」の定義はされていない。
26. 保険料の払戻しについて、2019 年 4 月の TRG の内容を基準上に記載することは、保険料の払い戻しを適切に解釈し会計処理するうえでの助けになると考える。

<基礎となる項目の変動による影響の取り扱い>

27. 本公開草案に関する結論の根拠の BC161 項には、本公開草案における IFRS 第 17 号の B128 項の修正の目的は、「基礎となる項目の変動によって生じた保険契約グループの測定の変動が、貨幣の時間価値の影響及び金融リスクに関する仮定から生じる変動である旨を明確化する」こととされており、基準を修正しない場合、「基礎となる項目の変動が、直接連動有配当契約以外の保険契約の契約上のサービス・マージンの修正となってしまう可能性がある」と記載されている。
28. 一方、実際には、基礎となる項目の変動によって生じた保険契約グループの測定の変動には、貨幣の時間価値の影響及び金融リスクに関する仮定から生じる変動以外の変動も存在する。例えば、配当キャッシュ・フローの変動は、基礎となる項目の変動によって生じた保険契約グループの測定の変動に該当すると考えるが、危険差益配当や費差益配当に係る配当キャッシュ・フローの変動は、貨幣の時間価値の影響及び金融リスクに関する仮定から生じる変動以外の変動となる場合が多いと考える。
29. 基礎となる項目の変動によって生じた保険契約グループの測定の変動が、貨幣の時間価値

の影響及び金融リスクに関する仮定から生じる変動か否かは、各社の保険商品の特性や配当制度等によって大きく異なると考えられる。さらに、場合によっては、貨幣の時間価値の影響及び金融リスクに関する仮定から生じる変動以外の変動が大部分を占める可能性もあるため、画一的に手法を規定することで、保険会社の経済実態を適切に表すことが困難となる懸念があると考ええる。

30. 保険商品の特性や配当制度および実務体制については、保険会社毎に様々であり、基礎となる項目の変動によって生じた保険契約グループの測定の変動を、全て貨幣の時間価値の影響及び金融リスクに関する仮定から生じる変動と見做すことは適切ではない可能性がある。したがって、基礎となる項目の変動の取り扱いについては、各社の状況を踏まえて、実態に即した様々な実務的アプローチが容認されるべきと考ええる。

Ⅲ 集約レベルに関する意見

31. 我々は、集約レベルに関して、IFRS 第 17 号および本公開草案の結論の根拠の内容のうち、企業に対して手法によらず「同じ会計上の結果」を達成することを要求している箇所に懸念を持っている。そのため、我々の見解を以下の通り提示する。
32. IFRS 第 17 号の B68 項では、保険契約間の相互扶助を履行キャッシュ・フローに反映することが規定されている。しかし、生命保険ビジネスにおいて相互扶助は多くの契約の間で複層的に行われており、個々のキャッシュ・フロー移転については識別が困難な場合が多い。実際に、IASB は、IFRS 第 17 号の B70 項にて、企業が基礎となる項目の変動及びそれによるキャッシュ・フローの変動を、グループよりも高い集約レベルでしか識別できない場合があることを認識している。このような場合には、同じく B70 項において、企業はそれを各グループに規則的かつ合理的な基礎で配分して計算することが求められているが、実際には、こうした計算結果にはある程度の幅が生じるものと我々は理解している。
33. なぜならば、年次コホートによるグルーピングを行った場合に、世代間で相互扶助がはたらくポートフォリオでは、IFRS 第 17 号に基づく各年次コホートへの契約上のサービス・マージン(CSM)の強制的な配分は、保険会社による裁量を必要とするからである。すなわち、実務上は、収益性は相互扶助がはたらくレベルで評価されるため、コホートレベルで情報を提供する計算をしていない。そのため、仮に相互扶助の効果を各コホートに割り当てる計算をする場合、その計算は、人工的なものにならざるをえない。
34. この点に関して、本公開草案に関する結論の根拠の BC178 項では、コホートを年次に区分することが恣意的ではない根拠として、2019 年 3 月の IASB ボード会議の AP2A で使われた例示を引用している。しかしながら、我々は、この例示において、カバー期間に公正価値リターンが 1%である期間しか含まれていない年次コホート(設例上の「グループ 2」)に正の CSM を割り当てていることは、人工的なキャッシュ・フローを生成させた結果であり、財務諸表利用者に対して有用な情報を提供する観点からは、他の取扱いも存在する可能性があると考ええる。この例示において、グループ 2 はグループ 1 との相互扶助により不利ではないコホートとして成り立っており、そのようなコホートに対して正の CSM を割り当てて収益を認識することは、利用者に対してそのコホートが相互扶助なしでも収益を生成するという誤解を生じさせる可能性がある。このため、我々は、この例示はあくまで基準の理解の促進が目的であり、正しい計算結果を算出する唯一の手法を示したものではないと理解している。

(表 1) 2019 年 3 月の IASB ボード会議の AP2A より引用(P13)

	A	B	C		D		E
	グループ 1 の初期認識	グループ 2 の認識前の グループ 1 の再測定	IFRS 第 17 号の B67-B71 を適用前のグループ 2 の契 約発行直後		IFRS 第 17 号の B67-B71 を適用したグループ 2 の契 約発行直後		グループ 1 と 2 が結合 した場合の グループ 2 の契約発行 直後
	グループ 1	グループ 1	グループ 1	グループ 2	グループ 1	グループ 2	
FCF	9,567	11,734	10,828	15,761	11,734	14,855	26,589
CSM	433	531	1,437	(761)	531	145	676

保険契約	10,000	12,265	12,265	15,000	12,265	15,000	27,265
基礎となる項目	10,000	12,265	12,265	15,000	12,265	15,000	27,265

(表 2) 同じ例による別の計算手法²に基づく結果

	D'	
	IFRS 第 17 号の B67-B71 を適用したグループ 2 の 契約発行直後	
	グループ 1	グループ 2
FCF	11,589	15,000
CSM	676	0
保険契約	12,265	15,000
基礎となる項目	12,265	15,000

35. 一方で、IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC138 項において、「当該要求事項が定めるのは報告すべき金額であり、当該金額を算出するために使用すべき方法論ではないことに留意した。したがって、状況によっては、企業が同じ会計上の結果を達成するためにグループをこの方法（年次コホート）で制限することは必要ないかもしれない。」と記載されている。また、本公開草案に関する結論の根拠の BC175 項においても、「企業は、年次コホートなしに同じ会計上の結果を達成できるかどうかの結論を下すにあたって判断を適用することが要求され、これには将来の予想についてのすべての考え得るシナリオを考慮して収益性が同じであるかどうかの検討が含まれる」と記載されているなど、IASB は、企業に対して、手法によらず「同じ会計上の結果」を達成することを要求している。
36. しかしながら、上述の通り、相互扶助がはたらく場合に相互扶助の効果をコホートに割り当てることは人工的であり、IFRS 第 17 号の B70 項においてグループより高いレベルでしか相互扶助の効果を識別できないと記載されていることから、相互扶助の「実態」は様々存在し、その実態に応じて会計上の結果は異なると考えている。従って、IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC138 項の最後の文章「したがって、状況によっては、企業が同じ会計上の結果を達成するためにグループをこの方法で制限することは必要ないかもしれない。」は、複数存在する相互扶助の実態のうち 1 つの実態に基づく会計上の結果を、年次コホートを用いないなどの簡便的な「手法」によって求めた場合に、当該 1 つの相互扶助の実態に基づく会計上の結果と同一であることを求めていると考えることができる。一方、この文章は、複数存在する相互扶助の実態の中でどのような実態においても会計上

² グループ 1 からのキャッシュ・フロー移転がない場合にグループ 2 の支払額が不足する部分について相互扶助によるキャッシュ・フロー移転が発生していると定義して、それぞれの FCF を計算する手法。相互扶助の恩恵を受けているグループ 2 について実際の支払額を超えるキャッシュ・フローの収受を行っていないことから、CSM は 0 となる。この方法であれば、グループ 2 から CSM 償却による利益が発生することはない。

の結果が同一であることまで求めていると受け止められる可能性があるが、前述のとおり、相互扶助の実態は様々存在し、その実態に応じて会計上の結果は異なると考えている。そのため、どのような実態においても同じ会計上の結果を求めるとの考え方は取り得ないと考えている。

以 上